

(案)

協議 1 号

5 議第 号
令和 6 年 2 月 21 日

長野市教育委員会
教育長 丸 山 陽 一 様

長野市議会議長 西 沢 利 一

長野市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例議案に対する意見について（依頼）

令和 6 年 3 月定例会に提出された下記の条例議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 議案名
議案第 50 号 長野市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例
- 2 提出期限 令和 6 年 3 月 4 日（月）正午

長野市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する
条例

長野市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成27年長野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、本則第2号中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改め、同号を本則第3号とし、本則第1号を本則第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 博物館の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、博物館のみに係るものを含む。）。

本則に次の1号を加える。

(4) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

2 長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の1 長野市文化芸術振興審議会の項の次に次のように加える。

長野市文化財保存 活用地域計画協 議会	市長の諮問に応じ、長野市文化財保存活用地域計画の作成及び変更並びに円滑な実施に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
---------------------------	---	-------	----

別表の2 長野市文化財保存活用地域計画協会の項を削る。

(長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下この項において「附属機関条例」という。）第3条の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された前項の規定による改正前の長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例別表の2に規定する長野市文化財保存活用地域計画協会（以下この項において「旧地域計画協会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、附属機関条例第3条の規定により、市長から前項の規定による改正後の長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下この項において「新附属機関条例」という。）別表の1に規定する長野市文化財保存活用地域計画協会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新附属機関条例別表の1 長野市文化財保存活用地域計画協会の項の規定にかかわらず、施行日における附属機関条例第3条の規定により教育委員会から委嘱され、又

は任命された旧地域計画協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(長野市立博物館条例の一部改正)

- 4 長野市立博物館条例（昭和56年長野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条ただし書中「教育委員会が」を「市長は、」に改める。

第9条、第10条及び第12条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

(長野市立博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の長野市立博物館条例（以下この項及び附則第15項において「旧博物館条例」という。）第12条第2項の規定により教育委員会から任命された長野市立博物館条例第12条第1項に規定する長野市立博物館協議会（以下この項において「博物館協議会」という。）の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の長野市立博物館条例（附則第15項において「新博物館条例」という。）第12条第2項の規定により、市長から博物館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、長野市立博物館条例第12条第4項本文の規定にかかわらず、施行日における旧博物館条例第12条第2項の規定により教育委員会から任命された博物館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(長野市文化財保護条例の一部改正)

- 6 長野市文化財保護条例（昭和51年長野市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第3条中「長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第1項並びに第5条第1項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会規則及び教育委員会」を「規則及び市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条の見出し中「き損等」を「毀損等」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会に」を「市長に」に改め、同条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第11条第1項中「き損し」を「毀損し」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「き損している」を「毀損している」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改め

る。

第15条第1項及び第2項並びに第16条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条第3項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第6項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第7項及び第8項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項、第2項及び第5項、第22条、第23条第1項、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項及び第2項、第29条第1項、第31条第1項並びに第32条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第33条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第34条、第36条第1項並びに第37条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第39条中「第190条第1項」を「第190条第2項」に改める。

第41条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第47条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(長野市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の長野市文化財保護条例（以下この項及び附則第15項において「旧文化財条例」という。）第41条第2項の規定により教育委員会から任命された旧文化財条例第39条に規定する長野市地方文化財保護審議会（以下この項において「旧文化財審議会」という。）の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の長野市文化財保護条例（以下この項及び附則第15項において「新文化財条例」という。）第41条第2項の規定により、市長から新文化財条例第39条に規定する長野市地方文化財保護審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、長野市文化財保護条例第42条本文の規定にかかわらず、施行日における旧文化財条例第41条第2項の規定により教育委員会から任命された旧文化財審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(長野市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正)

- 8 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成28年長野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「が定められた」を「を定めた」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項及び第3項中「及び教育委員会」を削る。

第5条中「及び教育委員会」及び「（市長にあっては、第8号に定める基準）」を削る。

第6条、第7条並びに第8条第1項及び第2項中「及び教育委員会」を削る。

第9条第1項及び第10条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「が定められた」を「を定めた」に改め、「、第4条から第8条までの

規定中「市長及び教育委員会」とあるのは「教育委員会」と及び「基準（市長にあっては、第8号に定める基準）」とあるのは「基準」と、」を削る。

第13条第1項中「及び教育委員会（第9条第1項の保存地区に係るものにおいて、教育委員会。次項において同じ。）」を削り、同条第2項中「及び教育委員会」を削る。

第14条第2項中「教育委員会が市長と協議して」を「市長が」に改め、同項第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条第1項中「教育委員会事務局職員」を「市職員」に、「教育委員会が」を「市長が」に改める。

第19条中「市長及び教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

第20条第1号中「及び教育委員会」を削る。

（長野市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の長野市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下この項及び附則第15項において「旧伝統的建造物群条例」という。）第14条第2項の規定により教育委員会から委嘱された旧伝統的建造物群条例第13条第1項に規定する長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下この項において「旧伝統的建造物群審議会」という。）の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の長野市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下この項及び附則第15項において「新伝統的建造物群条例」という。）第14条第2項の規定により、市長から新伝統的建造物群条例第13条第1項に規定する長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例第15条本文の規定にかかわらず、施行日における旧伝統的建造物群条例第14条第2項の規定により教育委員会から委嘱された旧伝統的建造物群審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 10 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（長野市埋蔵文化財センター設置条例の一部改正）

- 11 長野市埋蔵文化財センター設置条例（昭和62年長野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「長野市教育委員会規則」を「規則」に改める。

（松代藩文化施設条例の一部改正）

- 12 松代藩文化施設条例（昭和44年長野市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号、第6条ただし書、第7条ただし書、第10条、第11条第1項、第12条及び第13条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条第3項ただし書中「市長が」を「市長は、」に改める。

第19条及び第20条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第22条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

（松代藩文化施設条例の一部改正に伴う経過措置）

- 13 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の松代藩文化施設条例（以下この項及び附則第15項において「旧松代藩条例」という。）第20条の規定により教育委員会から委嘱された松代藩文化施設条例第18条に規定する松代藩文化施設管理委員会（以下この項において「松代藩委員会」という。）の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の松代藩文化施設条例（附則第15項において「新松代藩条例」という。）第20条の規定により、市長から松代藩委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、松代藩文化施設条例第21条本文の規定にかかわらず、施行日における旧松代藩条例第20条の規定により教育委員会から委嘱された松代藩委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（長野市大室古墳館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 14 長野市大室古墳館の設置及び管理に関する条例（平成14年長野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（経過措置）

- 15 附則第5項、第7項、第9項及び第13項に定めるもののほか、この条例の施行前に旧博物館条例、旧文化財条例、旧伝統的建造物群条例及び旧松代藩条例（以下この項において「旧博物館条例等」という。）の規定により教育委員会が行った使用の許可その他の行為又はこの条例の施行の際現に旧博物館条例等の規定により教育委員会に対して行っている使用の許可の申請その他の行為は、新博物館条例、新文化財条例、新伝統的建造物群条例及び新松代藩条例の相当規定により市長が行った使用の許可その他の行為又は市長に対して行った使用の許可の申請その他の行為とみなす。

（委任）

- 16 附則第3項、第5項、第7項、第9項、第10項、第13項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。